

バッシングではなく、冷静な論議を！ 「生活保護」を考える。

生活保護バッシング

それは、ある女性週刊誌の報道から始まった。

お笑いコンビ「次長課長」の河本準一さんの母親が生活保護を受けていた、という記事である。

これ以降、週刊誌やワイドショーはこの生活保護の“不正受給”問題であふれることになる。



「生活保護費の“不正受給”が蔓延している」

「生活保護受給者は、働かずに遊び歩いている」

それは、まさに「生活保護バッシング」だった。テレビ番組の中には「あなたの知っている不正受給の実例」を募集するところまで現れた。

さらにこの問題は国会に飛び火する。自民党の片山さつき議員らが河本さんの実名をあげて追及したのだ。

実は河本さんは福祉事務所と相談の上、母親には一定額の仕送りをしてきた。道義的な問題は残るにせよ、けっして“不正受給”だったわけではない。

だがこうした流れに乗って、政府は生活保護費の引き下げへと動き出すこととなる。

では、ワイドショーや片山さつき議員らの描き出した生活保護や“不正受給”の実態は、本当に冷静で正確なものだったのだろうか？

“不正受給”は0.4%

「生活保護費の“不正受給”が蔓延している」というのは事実なのだろうか。

実は2011年度に“不正受給”と認定されたケースは、額にして生活保護費の約0.4%にすぎない。

この中には高校生が「アルバイト料を申告する必要がないと思っていた」など、故意ではなく理解不足のケースも多く含まれている。

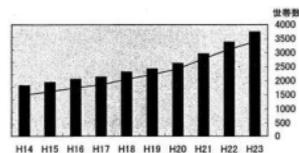
ワイドショーや片山氏などの大々的な“不正受給”キャンペーンとは、およそかけ離れた数字である。

もちろん、ごく一部とはいえ“不正受給”はけっして許されるものではない。悪質な事例への厳しい対処は当然である。だが、生活保護をめぐる最大の課題は、

“不正受給”なのだろうか？

たしかに、いま全国で福祉のための予算（扶助費）の増大が大きな問題となっている。その要因のひとつに、生活保護受給世帯の急増があることは事実だ。

藤沢市でも、生活保護受給世帯はこの10年でほぼ倍増した。



▲藤沢市の生活保護の推移

だが、生活保護の受給者が増加しているのはけっして“不正受給”が増えたためではない。

高齢化が進み、格差も広がった。いまや勤労者の3人に1人は不安定な非正規雇用である。

だが、年金や失業保険などのセーフティーネットはあまりにも貧弱だ。そのため、それらの制度で救われなかった人たちは生活保護に頼るしかない。

こうした社会制度の不備が受給者を増やしているのである。その本質的な問題を問うことなく、生活保護の受給者にだけ問題があるように言うなら、それは本末転倒ではないのか。

生活保護を受給しているのはどんな人たち？

そもそも生活保護を受給しているのはどんな人たちなのだろう。下の表は、2011年度の生活保護受給世帯の内訳である。

| | | | |
|----------------|--------------------|--------------|----------------|
| 高齢者世帯 44.6% | 障害者・傷病者世帯 32.7% | 母子世帯 7.5% | その他世帯 15.2% |
|----------------|--------------------|--------------|----------------|

受給世帯の8割は、働こうにも働けない高齢者や障害者・傷病者世帯が占める。

この人たちが生活保護に頼らざるを得ないとしたら、それは年金や福祉の制度が不十分だからだ。

母子世帯も7.5%を占める。これも女性が子どもを抱えてひとりで生きていくことが、どれほど難しいかをあらわす数字だ。

誤解があるかもしれないが、生活保護を受けている人たちは必ずしも「働いていない」わけではない。

働いてもその収入が最低生活費に満たない場合、そ

の「差額」だけが支給されるのが生活保護制度である。かつて夫のDVを逃れて生活保護を受けた経験を持つ和久井みちるさんは、その著書の「生活保護とあたし」（あけび書房）の中でこう話す。

生活保護世帯の母子家庭の方たちなどは、実に8割以上が働いています。多くが、短期や日払いのアルバイトやパートをしています。しかし家賃や光熱費を払って、その上で生活できるほどの収入にはならない多くの方たちがいます。その方々は生活保護を利用せざるを得ないのです。

和久井さんは生活保護を受けていた当時、ぎりぎりの食事と中古の衣服や家具で暮らしていた。入浴も冷暖房も最低限だ。「遊び歩ける」はずがない。

和久井さんには生活保護を受ける知人も何人かいたが、「テレビや週刊誌で騒がれているような極端な不正をする者には会ったことがない」ともいう。

たしかに生活保護についてはさまざまな矛盾もある。一部とはいえ、モラルハザードが生じている受給者がいることも事実だ。だが、少なくとも論議は極端な事例ではなく、冷静な全体の把握から始めるべきだろう。

生活保護は“恥”か？

バッシングの嵐の中、生活保護を受けている人たちはどんな気持ちでいたのだろうか。弁護士やケースワーカーなどでつくる生活保護問題対策全国会議には、当事者のこんな声が相次いで寄せられた。

「近所の人に『受給者はクズ』と言われました。お金のない人は死ぬしかないのでしょうか」

「テレビを見るのが怖い。まわりの視線が怖くて、外出もできなくなってしまった」

大人だけではない。生活保護世帯の子どもたちも、学校でのいじめを恐れて息を潜めていたという。

“不正受給”が問題だったのではなかったのか？

ところがバッシングは、実際には本来保護されるべき人たちまで苦しめている。

だが、それは必然だった。片山さつき議員たちはもともと“不正”であろうがなかろうが、生活保護そのものを問題と考えていたのだ。

彼女はバッシングのさなか、「生活保護を受けることを“恥”だと思わなくなったのが問題だ」といった発言を繰り返した。藤沢市議会でも、同じ主旨の発言を行った議員がいた。

だが、これでは失業や疾病などで生活保護に頼らざるを得ない人たちが、申請に二の足を踏むようになってしまう。

生活保護をめぐる“不正受給”よりも、「受給漏れ」の方がずっと深刻だといわれる。

貧困状態にある人のうち、生活保護を受給できていない人の割合を補足率という。日本ではこの補足率は2～3割と推計されている。これは主要先進国でも最低の数字である。

2007年、北九州市で生活保護を認められず、「おにぎり食べたい」と書き残して餓死した男性が発見された。昨年も、北海道で生活保護を認められなかった姉妹が餓死している。



▲東京新聞2012.5.26

2011年に日本で確認された餓死者は45名。この中には、生活保護を受給できていたら助かった人々が含まれる可能性が高い。

生活保護は、生きるための最後のセーフティーネットだ。生活保護バッシングは、ぎりぎりの状態に陥った人たちの生命すら危うくさせるものだ。

いま、必要な政策は何か

2004年、厚生労働省の社会保障審議会は生活保護について「入りやすく、出やすい」制度に改変すべきだ、という報告提言を行った。

「入りやすい」とは、必要なときには迅速に利用できることだ。“恥”などという決めつけは論外だ。

そして「出やすい」とは、ふたたび生活を再建できるような支援にも重点を置く、ということだ。

生活保護に至る人たちは、失業や多重債務、障がいやDVなどといったさまざまな困難を負っていることも少なくない。したがって、従来の「職安に行って自分で探みなさい」という就労指導では限界がある。

福祉と労働行政が連携して、個々の事情をふまえた就労支援を行うべきだ、というのが提言の内容だった。

これを受けて、全国で生活保護受給者に対する「自立支援プログラム」が始まった。藤沢市でも、ハローワークのOBを就労支援相談員として採用し、自立への成果をあげるようになった。

こうした取り組みこそ必要なのだ。“恥”と決めつけ受給者をバッシングしても、それで何が生まれるというのだろう。

だが政府はバッシングに便乗するかのようになり、今年度から生活保護費の引き下げに踏み切る。これでは、ふたたび自立に向かう余力さえ奪ってしまいかねない。

この国の生活保護制度はいま、「利用しにくく、自立しにくい」制度に向かっているとしか思えない。

必要なのは受給者へのバッシングではなく、事実にもとづく冷静な論議ではないのだろうか。